

第5 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について

検査対象	日本放送協会
日本放送協会の概要	公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように国内基幹放送を行うことなどを目的として設立された法人
日本放送協会の関連団体の概要	協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制を事業目的とする団体
日本放送協会の関連団体との契約額	1兆5162億円(平成28年度～令和5年度)
関連団体のうち子会社の決算上の利益剰余金額	1030億円(令和5年度末)

<構成>

1	検査の背景(643ページ)
(1)	日本放送協会における関連団体の概要等(643ページ)
ア	日本放送協会の概要(643ページ)
イ	協会の関連団体の概要(644ページ)
ウ	協会の関連団体に対する配当要請の方針等(647ページ)
(2)	協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況に関するこれまでの検査の実施状況(647ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(648ページ)
(1)	検査の観点及び着眼点(648ページ)
(2)	検査の対象及び方法(648ページ)
3	検査の状況(648ページ)
(1)	関連団体との取引の状況(648ページ)
ア	協会における契約の状況(649ページ)
イ	競争性契約への移行等に向けた見直しの状況(652ページ)
(2)	関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況(654ページ)
ア	協会の連結決算等(654ページ)
イ	関連団体の利益剰余金等の状況(657ページ)
ウ	協会に対する配当の状況(669ページ)
エ	各子会社の特例配当及び財務の状況を踏まえた特例配当可能額の試算(671ページ)
4	本院の所見(675ページ)

1 検査の背景

(1) 日本放送協会における関連団体の概要等

ア 日本放送協会の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和25年法律第132号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設立された法人である。

協会の運営財源は、テレビジョン受信機を設置した者が放送法の規定に基づき協会と放送受信契約を締結して納める受信料を主としており、図表1のとおり、令和5事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)の協会単体の決算では協会全体の経常事業収入等の計6655億余円のうち受信料が6404億余円と96.2%を占めている。

図表1 協会の運営財源 (単位：百万円、%)

区分	令和5年度決算(単体)
経常事業収入	656,705
うち受信料(a)	640,449
経常事業外収入	7,644
特別収入	1,214
経常事業収入等の計(b)	665,564
うち受信料が占める割合(a/b)	96.2

そして、受信料については、臨時放送関係法制調査会の昭和39年9月の答申によれば、「NHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であつて(中略)国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。」とされている。

協会は、受信料に関して、図表2のとおり、令和元年10月から5年10月までの間に3回の値下げを実施した。これら受信料の値下げの経緯として、総務省が放送に関する諸課題について中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うことを目的として設置した「放送を巡る諸課題に関する検討会」による第一次取りまとめ(平成28年9月)において、「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要」とされた上で、「受信料の在り方」については、公平負担の徹底及び業務の合理化・効率化を推進し、その利益を視聴者等へ適切に還元すること、視聴環境等の変化を十分に踏まえて、受信料を視聴者等にとって納得感のあるものにすることとされたことなどがある。

図表2 受信料値下げなどの経緯

時期	値下げなどの経緯
令和元年10月	消費税率引上げに伴う受信料の改定を行わず、地上契約と衛星契約の受信料を実質2%値下げ
2年10月	既存業務の見直しと経費削減により生み出した原資を活用して、地上契約と衛星契約の受信料を2.5%値下げ
5年10月	構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金を基に、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出として地上契約と衛星契約の受信料を1割値下げ

協会によると、視聴者の負担軽減を目的として5年10月に受信料の値下げを実施したことにより、図表3のとおり、5年度において、事業収支差金がマイナス129億円となったとしている。そして、「NHK経営計画(2024-2026年度)<2025年1月修正>」(以下「経営計画」という。)によれば、図表4のとおり、6年度からの3年間はいずれの年度も事業収支差金がマイナスとなることが見込まれている。協会は、経営計画等において、これらの年度における減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図るとしている。

図表3 協会の令和4年度決算及び5年度決算 (単位: 億円)

区分	令和4年度決算(単体)		5年度決算(単体)	
		うち一般勘定		うち一般勘定
経常事業収入等の計	7111	7056	6655	6607
うち受信料	6816	6816	6404	6404
経常事業支出等の計	6826	6793	6785	6744
事業収支差金	285	263	△ 129	△ 136

図表4 協会の今後の収支計画(令和7年1月時点) (単位: 億円)

区分	(単体・一般勘定)		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (7年度)	2026年度 (8年度)
事業収入	6021	6034	6045
うち受信料	5810	5800	5725
事業支出	6591	6434	6295
事業収支差金	△ 570	△ 400	△ 250

そして、協会は、経営計画等において、事業支出改革として、放送波の削減を含め、業務全般の大胆な見直しを行い、設備投資についても大幅に削減するなど、構造改革を断行して、経費削減を行っていくとしている。

イ 協会の関連団体の概要

協会は、①子会社(関連事業持株会社を含む。以下同じ。)、②関連会社(以下、子会社と関連会社とを合わせて「子会社等」という。)、③関連公益法人等の総称を関連団体としており、関連団体の運営に関する基本的事項を定めた関連団体運営基準(平成14年会長指示。以下「運営基準」という。)によると、関連団体の定義は、図表5のとおりとなっている。

図表 5 関連団体の定義

区分			定義
関連団体	子会社等	子会社	協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他協会がその経営を支配している法人
		関連事業持株会社	協会が、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合に設立するもの
		関連会社	協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる当該他の会社(子会社を除く。)
	関連公益法人等		協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であって、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるもの(子会社を除く。)

また、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

関連団体数は平成 10 年度末時点で計 65 団体であったが、協会は、11 年度以降、統廃合を進めており、さらに、「NHK 経営計画(2021－2023 年度)」等において、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに、団体数を削減してスリムで強靱な体制を構築するとした。そして、令和 4 年に関連事業持株会社である株式会社 NHK メディアホールディングス(以下「MHD」という。)を設立し、各傘下子会社の機能・役割を見直し、業務・要員の効率化や管理機能の集約等ガバナンスの強化を進めるなどの取組を実施したとしている(図表 6 参照)。

そのような取組の結果、協会が総務大臣へ提出した「日本放送協会令和 5 年度業務報告書」によると、5 年度末においては、子会社 12 社、関連会社 4 社、関連公益法人等 6 団体、計 22 団体となっており、それぞれの主な事業内容及び子会社等に対する協会の議決権保有割合(子会社保有分含む。以下同じ。)は、図表 6 のとおりとなっている。

図表6 関連団体の主な事業内容、協会の議決権保有割合等(令和5年度末)

関連団体		主な事業内容	協会の 直接出資	議決権保有割合 (子会社保有分 を含む。)
子会社 (12社)	(株)NHKメディアホールディングス 注(2)	株式を保有する協会の子会社の業務効率化・ガバナンス強化等の経営指導等	○	100.0
	(株)NHKエンタープライズ 注(3)	協会の委託による放送番組の制作、購入、販売等	—	100.0
	(株)NHKエデュケーショナル	協会の委託による教育・教養番組の制作、購入等	—	100.0
	(株)NHKグローバルメディアサービス	協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入等	—	100.0
	(株)NHKプロモーション	協会の放送番組に関連した催物の企画、実施等	—	100.0
	(株)NHKアート	協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務等	—	100.0
	(株)日本国際放送	協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備等	○	64.1
	(株)NHKテクノロジーズ 注(4)	協会の委託による放送番組の制作、放送及び配信に係る技術業務等	○	95.5
	(株)NHK出版	協会の放送番組に係るテキストの発行等	○	100.0
	(株)NHKビジネスクリエイト	協会の建物、設備等の総合管理業務等	○	75.1
	(株)NHK文化センター	教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進等	○	88.5
	NHK営業サービス(株)	協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付等	○	99.0
関連会社 (4社)	(株)放送衛星システム	放送衛星の調達、放送衛星の中継器の譲渡、リース、放送衛星の管制等	○	49.9
	NHK Cosmomedia America, Inc.	北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	—	39.9
	NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.	欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	—	38.8
	(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	BS デジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式(B-CAS方式)の統括的な運用・管理等	○	21.0
関連公益法人等 (6団体)	(一財)NHK財団 注(5)	協会の委託による周知・広報・普及業務、視聴者リレーション業務、外国の放送事業者等への放送番組の提供、協会の研究開発に基づく技術移転、特許の周知、あつせん及び協会職員に対する研修等		
	(公財)NHK交響楽団	協会の放送での利用を目的とする演奏の実施等		
	(学)NHK学園	協会の放送を利用する通信制高等学校の運営等		
	(福)NHK厚生文化事業団	障害者・高齢者福祉事業への助成等		
	日本放送協会健康保険組合	健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険組合事業		
	(一財)日本放送協会共済会	協会役職員への福利厚生事業等		

注(1) 「株式会社」は「(株)」、「一般財団法人」は「(一財)」、「公益財団法人」は「(公財)」、「学校法人」は「(学)」、「社会福祉法人」は「(福)」と表記している。以下、図表において同じ。

注(2) 令和4年12月に関連事業持株会社として設立され、(株)NHK エンタープライズ、(株)NHK エデュケーショナル、(株)NHK グローバルメディアサービス、(株)NHK プロモーション、(株)NHK アートの5社がその子会社とされた。

注(3) 令和2年4月に(株)NHK エンタープライズを存続会社として、(株)NHK エンタープライズと(株)NHK プラネットが合併した。

注(4) 平成31年4月に(株)NHK アイテックを存続会社として、(株)NHK アイテック、(株)NHK メディアテクノロジーが合併し、(株)NHK テクノロジーズに名称変更した。

注(5) 令和5年4月に(一財)NHK サービスセンターを存続法人として、(一財)NHK サービスセンター、(一財)NHK インターナショナル、(一財)NHK エンジニアリングシステム、(一財)NHK 放送研修センターが合併し、(一財)NHK 財団に名称変更した。また、(公財)NHK 交響楽団の意思決定機関である評議員会の過半数を(一財)NHK 財団の関係者が占めることとなった。

また、協会が連結決算の対象とする子会社等は法人税を納める義務があるものの、協会は、法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人に該当することから、法人税

を納める義務がないため、協会を親会社としてグループ通算制度^(注1)を適用することができない。

このように、協会は、グループ経営を行うに当たって一定の制約が課せられている。

(注1) グループ通算制度 企業集団において、各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度

ウ 協会の関連団体に対する配当要請の方針等

協会は、運営基準において、関連団体の事業目的を、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制としている。

そして、子会社の協会に対する配当については、協会と子会社との間で事前に協議を行うこととするとともに、普通配当及び普通配当に加えて要請する特例的な配当(以下「特例配当」という。)について、子会社に対する配当要請の方針(以下「配当要請方針」という。)を定めている(図表7参照)。

図表7 協会の配当要請方針

項目	方針
事前協議	財務状況、事業計画、株主構成等を勘案した上で、配当の有無、規模等を協議
普通配当	配当については次の点を原則とし、事前協議に当たり、協会と子会社はこれらの原則を踏まえて協議する。 ① 子会社(関連事業持株会社の傘下子会社を除く。)の当期純利益の50%相当額を下限とする。 ② 子会社(関連事業持株会社の傘下子会社を除く。)の当期純利益が各団体の取締役会で承認された事業計画上の利益と比較して、これを上回る場合、その超過分は80%を配当に充てる。 ③ 関連事業持株会社の傘下子会社は、協会及び関連事業持株会社と協議の上、必要な積立てなどを除き原則として当期純利益の100%を関連事業持株会社に配当する。 ④ ただし、経済環境の悪化、その他の大きな状況変化により、子会社の財務状況に著しい悪化が予想される場合は、別途協議を行い定めることとする。
特例配当	経営・資金両面が比較的安定している子会社については、事前に協議の上、特例配当を実施することがある。特例配当は、関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施することとする。

一方、関連会社の協会に対する配当については、運営基準によれば、協会と関連会社との間で事前に協議を行うこととされており、「事前協議の際には、協会は、他の株主の意向を尊重しつつ行う」こととされているが、具体的な配当要請の方針は定められていない。また、関連公益法人等は、非営利法人であるため、制度上協会に対して配当を行うことができない。

(2) 協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況に関するこれまでの検査の実施状況

本院は、平成28年5月に、参議院から、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき、協会における関連団体の事業運営の状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、18年度から27年度までの間における関連団体との取引の状況、関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況等を検査し、29年3月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(以下、この報告を「29年報告」という。検査の結果に対する所見については、後掲図表8及び図表14参照)。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

協会は、受信料の値下げの影響等による減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図ることとしている。

また、受信料は協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされていることから、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図ることは重要と考えられる。そして、関連団体の事業目的は、協会への財政的寄与、視聴者負担の抑制等とされている。このため、関連団体との取引を適切に行い、配当等により、関連団体の利益剰余金を協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督することは重要と考えられる。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保及び視聴者等への説明責任の向上等の観点から、29年報告における所見に係る協会の対応に留意しつつ、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 協会における関連団体との随意契約等の割合はどのようになっているか。競争入札及び企画競争等の競争性のある契約(以下「競争性契約」という。)への移行等に向けた見直しは適切に行われ、透明性及び競争性は確保されているか。

イ 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況等はどのようになっているか。利益剰余金を協会の財政に寄与させるための協会の指導・監督は適切に行われているか。特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上が図られているか。

(注2) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、28年度から令和5年度までの間における協会と関連団体との取引、関連団体から協会への配当等を対象として、協会から、関連団体に関して作成している資料、関連団体から徴取している資料等の提出を受けて調査分析するとともに、協会本部において、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 関連団体との取引の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体との取引については図表8の「29年報告における所見」欄に記載した①から⑥までを検査の結果に対する所見として記述した。

今回の検査で確認したところ、②から⑥までについては、協会は図表8の「検査の状況の記載箇所又は協会の措置状況」欄に記載したとおりの対応を執っていた。また、①についての今回の検査の状況は、後述するイ(ア)及びイ(イ)のとおりである。

図表 8 29 年報告における「関連団体との取引の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所等

29 年報告における所見	検査の状況の記載箇所又は協会の措置状況
① 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと	イ(ア)及びバ(イ)
② 協会が関連団体に業務委託を行っているものの中には、委託業務従事者に指定された出向者の人件費相当額については、当該出向者の給与等を業務委託費として支払っているに等しい仕組みとなっていることを踏まえると、経費節減には結び付いていないと思料されるものが見受けられることから、関連団体へ業務委託する必要性を適切に検討すること	関連団体へ業務に関するノウハウを移転させるなどの取組を行うなどして、出向者のみを要員とする業務委託を廃止した。
③ 業務委託額の妥当性の検証は、実績原価調査の対象とする契約について調査の必要性を十分に検討した上で適切に選定を行うほか、その実施した調査の結果が業務委託費の積算等の見直しに結び付いていないものもあることから、実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託額の削減等に努めること	委託元部局において、実績原価を確認するなどして関連団体への全ての業務委託に関して仕様の見直しなどを継続して行う取組を実施しており、業務委託額を削減した。
④ 関連団体への業務委託費の算定に用いる管理費率については、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、管理費率を設定した根拠が明らかでないことから、関連団体の経営状況を定期的に検証するなどして、必要に応じて管理費率を見直すこと	関連団体の経営状況を検証するなどして、管理費率の設定状況の検証を行うとともに、(一財)NHK サービスセンター等の管理費率を引き下げた。
⑤ 副次収入のうち二次使用料については、その算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況であることから、二次使用料の算定方法の検証を可能な限り進めていくこと	民放各社が公表している料金表を参考に、二次使用料について市場価格を反映した価格に改定した。
⑥ 関連団体との取引における関係規程類については、任意業務の委託に関する事務手続等が業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっていることから、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること	「放送法第 20 条第 2 項の業務の委託に関する基準」を制定し、任意業務の委託については「業務委託基準」を準用することを明文化した。

(注) 「29 年報告における所見」欄の番号については、29 年報告ではアからカと表記されているものを、本図表では①から⑥と表記している。

ア 協会における契約の状況

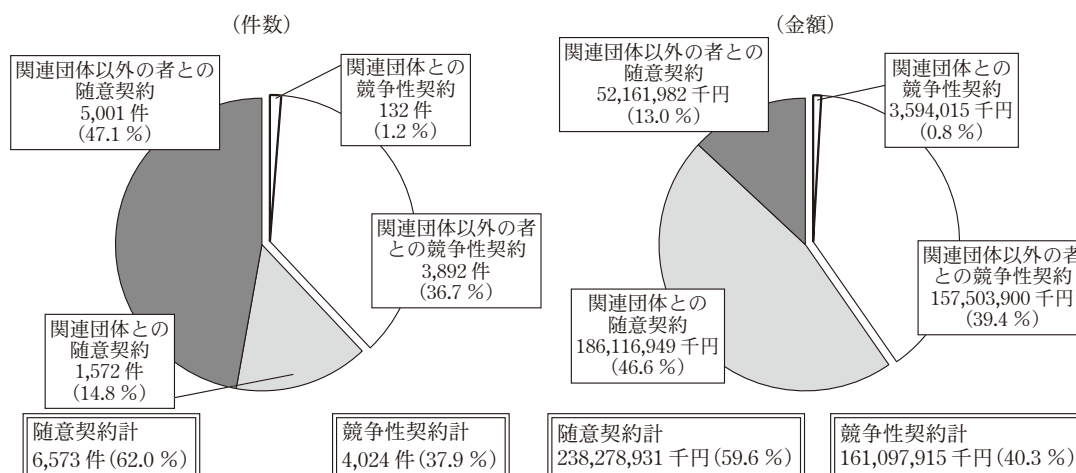
協会は、経理に関する一般準則として経理規程(昭和 32 年達第 55 号)を定めており、関連団体を含めた外部との取引に当たっては、経理規程に基づいて定めた各種の基準等に従って契約等の事務を行うこととしている。そして、これら基準等のうち経理規程実施細則(昭和 37 年計決第 1766 号)によれば、競争性契約の類型には、一般競争入札、指名競争入札、企画競争等があるとされている。

また、協会は、経理規程等において、契約相手方の選定は競争によることを原則とすることとしており、平成 20 年に策定した「随意契約見直し計画」や、29 年報告の所見等を受けて、随意契約について点検・見直しを行い、可能なものから競争性契約へ移行することとしている。

令和 5 年度の協会における契約の状況をみると、図表 9 のとおり、全体の契約に占める競争性契約の割合は、件数で 37.9%、金額で 40.3%、随意契約の割合は、件数で 62.0%、金額で 59.6% と競争性契約の割合の方が低い状況となっている。競争性契約の内訳を関連団体以外の者との契約と関連団体との契約に分けてみると、全体の契約

に占める関連団体以外の者との競争性契約の割合は、件数で36.7%、金額で39.4%であり、関連団体との競争性契約の割合は、件数で1.2%、金額で0.8%となっている。

図表9 令和5年度の協会における契約の状況(件数及び金額)



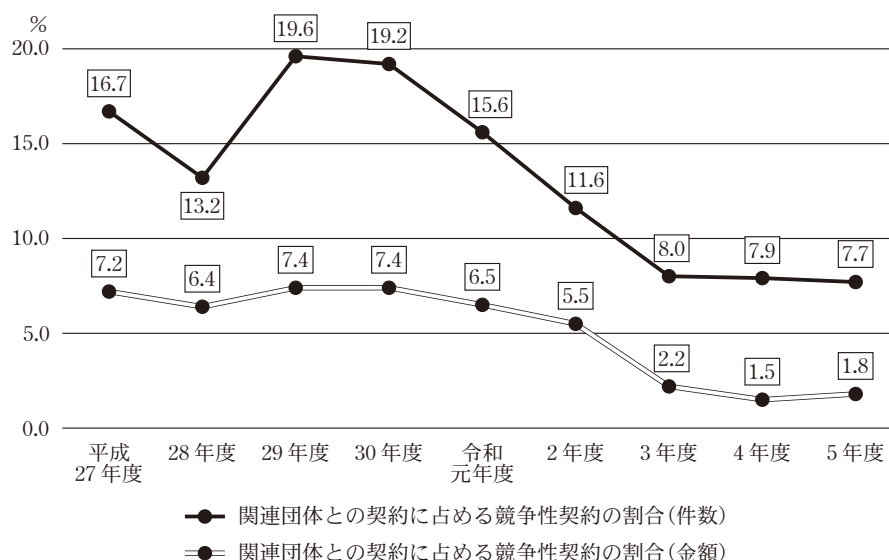
そして、29年報告の際に検査の対象とした年度のうち直近の年度である平成27年度と令和5年度の契約の状況をみたと、関連団体以外の者との競争性契約の件数及び金額は、図表10のとおり、平成27年度は件数で4,952件、金額で1594億1785万余円であったのに対して、令和5年度は件数で3,892件、金額で1575億0390万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で78.5%、金額で98.7%となっている。一方、関連団体との競争性契約の件数及び金額は、27年度は件数で364件、金額で126億0192万余円であったのに対して、令和5年度は件数で132件、金額で35億9401万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で36.2%、金額で28.5%となり、いずれも大きく減少している。

図表10 協会における契約の状況(平成27年度と令和5年度の比較) (単位：件、千円、%)

区分	平成27年度		令和5年度		増減		令和5年度の 対平成27年度比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性契約	5,316	172,019,784	4,024	161,097,915	△ 1,292	△ 10,921,869	75.6	93.6
関連団体との競争性契約	364	12,601,925	132	3,594,015	△ 232	△ 9,007,910	36.2	28.5
関連団体以外の者との競争性契約	4,952	159,417,858	3,892	157,503,900	△ 1,060	△ 1,913,958	78.5	98.7
随意契約	7,047	215,440,880	6,573	238,278,931	△ 474	22,838,051	93.2	110.6
関連団体との随意契約	1,810	160,878,012	1,572	186,116,949	△ 238	25,238,936	86.8	115.6
関連団体以外の者との随意契約	5,237	54,562,868	5,001	52,161,982	△ 236	△ 2,400,885	95.4	95.5
計	12,363	387,460,664	10,597	399,376,847	△ 1,766	11,916,182	85.7	103.0

28年度から令和5年度までの関連団体との契約金額は計1兆5162億0510万余円と多額に上っている。また、上記のように、競争性契約については、関連団体以外の者との契約件数及び金額よりも、関連団体との契約件数及び金額の方が大きな変化がみられることから、関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移についてみたと、図表11のとおり、平成27年度は件数で16.7%、金額で7.2%であったのに対して、令和5年度は件数で7.7%、金額で1.8%といずれも減少している。

図表11 関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移



そこで、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が減少している要因について、協会における契約の内容別に区分して分析を行った。

協会は契約の内容を、番組制作業務委託とそれ以外の契約に区分しており、このうち番組制作業務委託は図表12のとおり、5年度において関連団体との契約全体の件数で17.1%、金額で75.6%を占めている。

平成27年度と令和5年度における関連団体との契約について、番組制作業務委託とそれ以外の契約の増減状況をみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の契約は件数で585件、金額で111億0434万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託の契約は件数で115件、金額で273億3537万余円増加している状況となっている。そして、番組制作業務委託については、関連団体以外の者との契約も含め、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められることや、番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとして、全て随意契約となっている。

また、平成27年度と令和5年度における関連団体との随意契約についてみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の随意契約は件数で353件、金額で20億9643万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託は上記のとおり全て随意契約となっており、件数及び金額は増加している状況となっている。

図表12 協会における関連団体との契約の状況

(単位：件、千円、%)

区分	平成 27 年度				令和 5 年度				増減	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	金額
関連団体 合計	2,174	100.0	173,479,938	100.0	1,704	100.0	189,710,964	100.0	△ 470	16,231,025
番組制作業務委託(随意契約)	178	8.1	116,151,735	66.9	293	17.1	143,487,106	75.6	115	27,335,371
番組制作業務委託以外	1,996	91.8	57,328,203	33.0	1,411	82.8	46,223,858	24.3	△ 585	△ 11,104,345
競争性契約	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約	1,632	75.0	44,726,277	25.7	1,279	75.0	42,629,843	22.4	△ 353	△ 2,096,434
競争性契約計	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約 計	1,810	83.2	160,878,012	92.7	1,572	92.2	186,116,949	98.1	△ 238	25,238,936

このように、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が平成 27 年度から減少しているのは、全て随意契約となっていた番組制作業務委託が増加しているためと認められる。

番組制作業務委託が増加したことについて、協会は、衛星デジタル放送(BS 4 K 及び BS 8 K)を開始して番組制作数が増加したこと、字幕付与率向上のために字幕放送を増加させたこと、全国の拠点放送局及び放送局における報道体制を強化して映像取材等の業務が増加したこと、NHK プラスを開始して対応が必要となったことなどによるとしている。そして、これらの番組を制作するに当たって、協会の使命や視聴者の要望に応えるため、専門性のある関連団体へ委託することが多くなったとしている。

イ 競争性契約への移行等に向けた見直しの状況

関連団体との契約について、本院は、29 年報告の検査の結果に対する所見において、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくことに留意するよう記述している(図表 8①参照)。

また、図表 12 のとおり、関連団体との契約のうち、競争性契約及び番組制作業務委託以外の業務に係る随意契約(以下「番組制作外随契」という。)については、件数、金額共に減少している一方で、全て随意契約となっている番組制作業務委託については件数、金額共に増加している。

そこで、協会が関連団体と締結した番組制作業務委託の契約及び番組制作外随契のそれぞれについて、協会が競争性契約への移行等に向けて実施した見直しの状況をみところ次のとおりとなっていた。

(ア) 関連団体との番組制作業務委託に係る契約の競争性の確保に向けた見直しの状況

番組制作業務委託については、全て随意契約となっている。契約相手方は資力、技術力、信用等を伴った業者を選定するとされており、中には、関連団体以外の者も対象にして、制作費を含めた番組の企画提案を募集し、その内容を委託元部局において複数回にわたり審査して契約相手方を選定することで競争性の確保に取り組み、関連団体又は関連団体以外の者とそれぞれ契約を締結しているものが見受けられた。

協会は、番組制作業務委託は番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとしているが、全て随意契約となっている関連団体との番組制作業務委託の契約が増加していることを踏まえて、このような競争性を確保するための取組を更に進めていくことが重要である。

(イ) 関連団体との番組制作外随契の競争性契約への移行に向けた見直しの状況

関連団体との番組制作外随契については、協会は、「随意契約見直し計画」等に基づいて競争性契約への移行に向けた継続的な見直しを行ってきたとしているが、関連団体との番組制作外随契のうち、28年度から令和5年度までの8年の間に業務を切り出すなどして競争性契約に移行していたものは8件にとどまっていた(図表13参照)。

図表13 関連団体との番組制作外随契において見直しを行い競争性契約へ移行した契約
(単位：千円、%)

番号	競争性契約への移行年度	競争性契約移行後の契約相手方	契約名	移行までの経緯	競争性契約へ移行した契約に係る契約金額 (A)	協会における関連団体との契約金額(注) (B)	割合 (A/B)
1	平成29年度	(株)セノン	NHK ホール警備業務	29年報告の所見も踏まえて、関連団体と契約していたNHK ホール管理運用業務の一部を切り出し競争性契約へ移行した。 競争性契約の徹底を促す元年度の通知を踏まえて、関連団体と契約していた同契約を競争性契約へ移行した。	51,360	61,920,533	0.0
2	29年度	(株)サンセイ	NHK ホール清掃等業務		82,824		0.1
3	令和2年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	ニュース・ニュース情報番組における通訳・翻訳業務		533,949	55,545,447	0.9
4	2年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	音声多重ニュース等における通訳・翻訳・ナレーション業務		974,566		1.7
5	3年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	NHK ワールド JAPAN 翻訳・ライター業務		76,530	50,317,694	0.1
6	4年度	(株)NHK グローバルメディアサービス	国際放送のニュースにおける同時通訳		59,468	44,813,931	0.1
7	4年度	シンテイ警備(株)	放送技術研究所 警備・防災業務		223,000		0.4
8	5年度	(株)セノン	千代田放送会館警備防災業務		63,590	46,223,858	0.1

(注) 協会における関連団体との契約金額は、競争性契約への移行年度における番組制作業務委託以外の業務に係る契約の契約金額の総額を記載している。

競争性契約に移行した8件のうち、株式会社NHK グローバルメディアサービスと契約した4契約については、従前は関連団体である同社と随意契約を締結していたものを競争性契約に移行し、結果として、同社と契約したものである。このような場合

も含めて、契約の透明性及び競争性を確保するために、引き続き競争性契約への移行を促進していくことは重要である。

また、協会は、調達担当部局が各委託元部局等の担当者に対して、毎年開催している担当者会議等において、競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう周知しているものの、契約ごとに業務内容が異なるため、調達担当部局が画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。このような状況を受け、協会は、5年度から、調達改革として調達担当部局と各委託元部局が連携して、契約ごとの業務内容を精査することで、競争性契約への移行の更なる推進に取り組んでいるとしており、6年度以降に効果が現れてくるとしている。

したがって、協会は、関連団体との番組制作外随契について、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていく必要がある。

(2) 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当については図表14の「29年報告における所見」欄に記載した①から③までを検査の結果に対する所見として記述した。

①から③までについての今回の検査の状況は、図表14の「検査の状況の記載箇所」欄に記載した箇所で記述している。

図表14 29年報告における「関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所

29年報告における所見	検査の状況の記載箇所
① 子会社の事業維持積立金が増加していることが利益剰余金全体の増加につながっているため、適正な配当を実施させる点からは、事業維持積立金の額が妥当であることが重要であることから、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること	イ(ウ)a
② 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導すること	イ(ウ)b
③ 普通配当の要請を行うことに加えて、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討すること	エ(ア)及び(ウ)

(注) 「29年報告における所見」欄の番号については、29年報告ではアからウと表記されているものを、本図表では①から③と表記している。

ア 協会の連結決算等

放送政策全般について検討することを目的として平成12年5月に発足した郵政省放送行政局長(13年1月6日以降は総務省情報通信政策局長)の私的研究会である放送政策研究会による第一次報告(平成13年12月)において、子会社等に関する情報公開について一層の徹底が必要との指摘もあり、経営の透明性及びアカウンタビリティへの要請

にできる限り応える観点から、協会と子会社等との間の連結決算を導入するなどの措置を講ずることが適当であるとされた。このような議論を踏まえて、協会は、14年度から、参考情報を提供するという目的で連結決算を導入して開示している。

そして、令和5年度の連結決算においては、子会社12社全て及び関連会社のうち持分法^(注3)を適用している会社である株式会社放送衛星システムの計13社がその対象となっている(以下、これらの13社を「連結決算における子会社」という。)。協会の5年度における連結決算及び単体決算をみると、図表15のとおり、当期事業収支差金は連結決算ではマイナス78億余円、単体決算ではマイナス129億余円となっている。

(注3) 持分法 投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法

図表15 協会の連結決算及び単体決算(令和5年度) (単位:百万円)

科目等	連結決算	単体決算
貸借対照表		
資産合計	1,449,563	1,320,227
流動資産計	656,120	573,413
固定資産計	632,910	586,281
特定資産計	160,532	160,532
負債合計	468,442	446,647
流動負債計	280,164	274,694
固定負債計	188,277	171,952
純資産合計	981,120	873,580
損益計算書		
経常事業収支		
経常事業収入	710,123	656,705
経常事業支出	721,715	676,805
経常事業収支差金	△11,592	△20,099
経常事業外収支		
経常事業外収入	8,028	7,644
経常事業外支出	298	140
経常事業外収支差金	7,729	7,503
経常収支差金	△3,862	△12,595
特別収支		
特別収入	1,225	1,214
特別支出	1,941	1,567
税金等調整前当期事業収支差金	△4,578	
法人税、住民税及び事業税	3,117	
法人税等調整額	132	
当期事業収支差金	△7,828	△12,948
非支配株主に帰属する当期事業収支差金	26	
親会社に帰属する当期事業収支差金	△7,854	

注(1) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとしているため、単体決算の額と図表16の協会の額は一致しない。

注(2) 協会は、関連会社のうちNHK Cosmomedia America, Inc.、NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.及び(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの3社について、当期事業収支差金(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないなどとして、令和5年度の連結決算に含めていない。

また、協会は、毎年公表している「決算概要」において、図表16のとおり、連結決算における経常事業収入を協会と連結決算における子会社に区分して示している。平成

27年度から令和5年度までの経常事業収入について、その推移をみると、図表16及び図表17のとおり、元年10月から5年10月までの間に3回行われた受信料値下げの影響等により、協会では元年度をピークに減少が続いている。一方、連結決算における子会社の売上高は、図表16及び図表17のとおり、3年度以降増加している状況となっている。

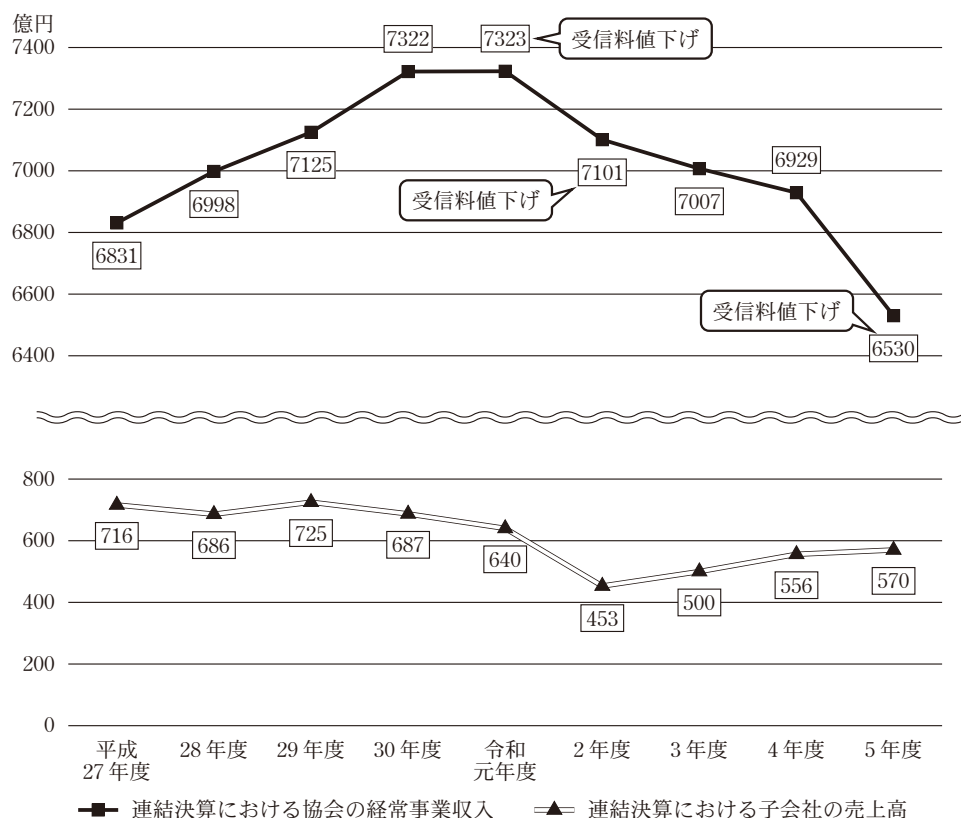
図表16 協会の連結決算における経常事業収入の推移等

(単位：億円、%)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常事業収入(売上高) (a)	7547	7685	7851	8010	7963	7554	7508	7485	7101
協会	6831	6998	7125	7322	7323	7101	7007	6929	6530
連結決算における子 会社(b)	716	686	725	687	640	453	500	556	570
経常事業収入のうち連 結決算における子会社 が占める割合(b/a)	9.4	8.9	9.2	8.5	8.0	5.9	6.6	7.4	8.0

(注) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとしているため、協会の額と図表15の経常事業収入の単体決算の額は一致しない。

図表17 連結決算における協会の経常事業収入及び連結決算における子会社の売上高



イ 関連団体の利益剰余金等の状況

(注4)
各関連団体の27年度末と令和5年度末の利益剰余金の額をみたところ、図表18のとおり、5年度末において、子会社12社は計1030億余円(平成27年度決算と比べて81億余円増加)、関連会社3社は計255億余円(同104億余円増加)となっている。さらに、(注5)
関連公益法人等6団体のうち日本放送協会健康保険組合を除く5団体の一般正味財

産期末残高等は計 164 億余円(同 11 億余円増加)となっている。

そして、各関連団体の 27、令和 5 両年度の配当総額をみたところ、子会社の配当総額は、5 年度決算は計 81 億余円(同 9 億余円増加)、このうち協会の受取額は計 29 億余円(同 21 億余円減少)となっており、また、関連会社の配当総額は、5 年度決算は計 3 億余円(同 2 億余円減少)、このうち協会の受取額は計 1 億余円(同 1 億余円減少)となっている。

(注 4) 利益剰余金の額 関連公益法人等については便宜的に利益剰余金に相当する額を一般正味財産期末残高等の額としている。

(注 5) 日本放送協会健康保険組合は、団体全体の貸借対照表が作成されないなど、他の関連団体とは作成する決算書類が異なるなどのため利益剰余金に相当する額を集計することが困難である。

(注 6) 配当総額に関する年度の表示については、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

図表18 各関連団体の平成27年度と令和5年度の利益剰余金等の状況 (単位：百万円)

関連団体名	利益剰余金 注(2)			配当総額 注(2)					
	平成 27年度	令和 5年度	増減額	平成 27年度	うち協会の 受取額	令和 5年度	うち協会の 受取額	増減額	うち協会の 受取額
(株)NHK メディアホールディングス		5,534	5,534			2,187	2,187	2,187	2,187
(株)NHK エンタープライズ	15,313	18,837	1,233	2,180	1,791	2,233	—	△ 3	△ 1,821
(株)NHK プラネット	2,290			56	29				
(株)NHK エデュケーショナル	6,390	6,779	388	1,333	893	667	—	△ 665	△ 893
(株)NHK グローバルメディアサービス	10,107	8,155	△ 1,951	2,250	1,636	856	—	△ 1,393	△ 1,636
(株)NHK プロモーション	1,392	1,968	575	25	15	438	—	412	△ 15
(株)NHK アート	4,340	5,061	720	582	380	710	—	128	△ 380
(株)日本国際放送	1,130	2,184	1,053	—	—	92	47	92	47
(株)NHK テクノロジーズ		25,889				942	735		
(株)NHK アイテック	15,395		87	24	12			545	451
(株)NHK メディアテクノロジー	10,405			373	272				
(株)NHK 出版	14,351	15,686	1,334	7	3	—	—	△ 7	△ 3
(株)NHK ビジネスクリエイティブ	9,291	9,450	159	298	42	—	—	△ 298	△ 42
(株)NHK 文化センター	1,043	156	△ 887	—	—	—	—	—	—
NHK 営業サービス(株)	3,438	3,307	△ 131	83	69	1	1	△ 81	△ 68
子会社(関連事業持株会社を含む)計	94,892	103,010	8,118	7,216	5,148	8,130	2,971	914	△ 2,176
(株)放送衛星システム	12,823	20,652	7,829	510	254	273	136	△ 237	△ 118
NHK Cosmomedia America, Inc. 注(3)	641	1,674	1,033	77	—	122	—	44	—
NHK Cosmomedia (Europe) Ltd. 注(3)、注(4)	△ 17		17	9	—			△ 9	—
(株)ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	1,635	3,228	1,592	—	—	—	—	—	—
関連会社計	15,081	25,555	10,473	597	254	395	136	△ 202	△ 118

関連団体名	利益剰余金に相当する額		
	平成 27年度	令和 5年度	増減額
(一財)NHK 財団 注(5)		8,229	△ 239
(一財)NHK サービスセンター 注(5)	4,763		
(一財)NHK インターナショナル 注(5)	1,575		
(一財)NHK エンジニアリングシステム 注(5)	1,167		
(一財)NHK 放送研修センター 注(5)	962		
(公財)NHK 交響楽団 注(5)	1,028	1,170	141
(学)NHK 学園 注(6)、注(7)	363	169	△ 193
(福)NHK 厚生文化事業団 注(7)	148	50	△ 98
日本放送協会健康保険組合	—	—	—
(一財)日本放送協会共済会 注(5)	5,373	6,875	1,501
関連公益法人等計	15,382	16,495	1,112

関連団体合計	125,357	145,061	19,704	7,813	5,403	8,525	3,108
--------	---------	---------	--------	-------	-------	-------	-------

注(1) 表中の斜線部分は、平成27年度以降に設立、合併等をしたことによるものであり、合併等前の各法人の合計額(平成27年度)と合併等後の法人の額(令和5年度)とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

注(2) 年度の表示は、「利益剰余金」は、当該年度末を示し、「配当総額」は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 海外関連会社の平成27年度の数値は、1ドル=112.68円、1ポンド=161.92円(決算日レート)により換算したものである。また、令和5年度の数値は、1ドル=151.40円(決算日の前営業日レート)により換算したものである。

注(4) NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.は、令和6年1月の臨時株主総会の特別決議により清算手続中であり、5年度の財務諸表は作成されていない。

注(5) 「利益剰余金に相当する額」欄は、一般正味財産期末残高である。

注(6) (学)NHK学園の平成30年3月までの法人名は、(学)日本放送協会学園である。

注(7) 「利益剰余金に相当する額」欄は、流動資産から流動負債等を差し引いたものである。

注(8) 関連公益法人等は、配当を行うことができない。

注(9) 平成28年度以降に設立、合併等があったが、計欄は比較可能な数値となっている。以下、図表において同じ。

各関連団体のうち、協会が財務や事業の方針を示して支配できる子会社12社(平成28年度から令和5年度までの間の合併等を含めると15社)を対象として、利益剰余金の状況について分析した。

(ア) 利益剰余金の推移等

各子会社の利益剰余金について、平成27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表19のとおり、平成27年度は948億余円、令和5年度は1030億余円となっており、子会社全体では増加傾向となっている。

図表19 各子会社の利益剰余金の推移 (単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	平成27年 度末と令和 5年度末と を比べた増 減額
(株)NHK メディア ホールディングス								59	5,534	5,534
(株)NHK エンター プライズ	15,313	14,437	13,465	14,620	14,913	17,342	18,066	21,143	18,837	1,233
(株)NHK プラ ネット	2,290	2,295	2,143	2,248	2,191					
(株)NHK エデュ ケーションナル	6,390	5,690	6,302	6,408	6,280	6,425	6,351	7,086	6,779	388
(株)NHK グロー バルメディアサー ビス	10,107	9,187	7,708	8,478	8,142	8,212	9,401	10,062	8,155	△ 1,951
(株)NHK プロモ ーション	1,392	1,548	1,649	1,731	1,843	1,315	1,189	1,837	1,968	575
(株)NHK アート	4,340	4,374	4,658	4,697	4,590	4,814	5,157	6,042	5,061	720
(株)日本国際放送	1,130	1,449	1,722	1,931	1,957	2,074	2,181	2,057	2,184	1,053
(株)NHK テクノ ロジーズ					24,093	24,628	24,802	25,401	25,889	
(株)NHK アイテッ ク	15,395	15,489	14,310	14,323						87
(株)NHK メディ アテクノロジー	10,405	10,272	10,941	10,641						
(株)NHK 出版	14,351	15,295	16,209	16,824	17,021	17,462	17,521	16,478	15,686	1,334
(株)NHK ビジネス クリエイイト	9,291	9,497	9,740	9,797	10,148	10,214	10,148	10,392	9,450	159
(株)NHK 文化セン ター	1,043	1,162	1,306	1,463	1,531	536	628	350	156	△ 887
NHK 営業サービス (株)	3,438	3,380	3,245	3,269	3,074	3,275	3,351	3,591	3,307	△ 131
計	94,892	94,079	93,404	96,437	95,789	96,303	98,799	104,504	103,010	8,118

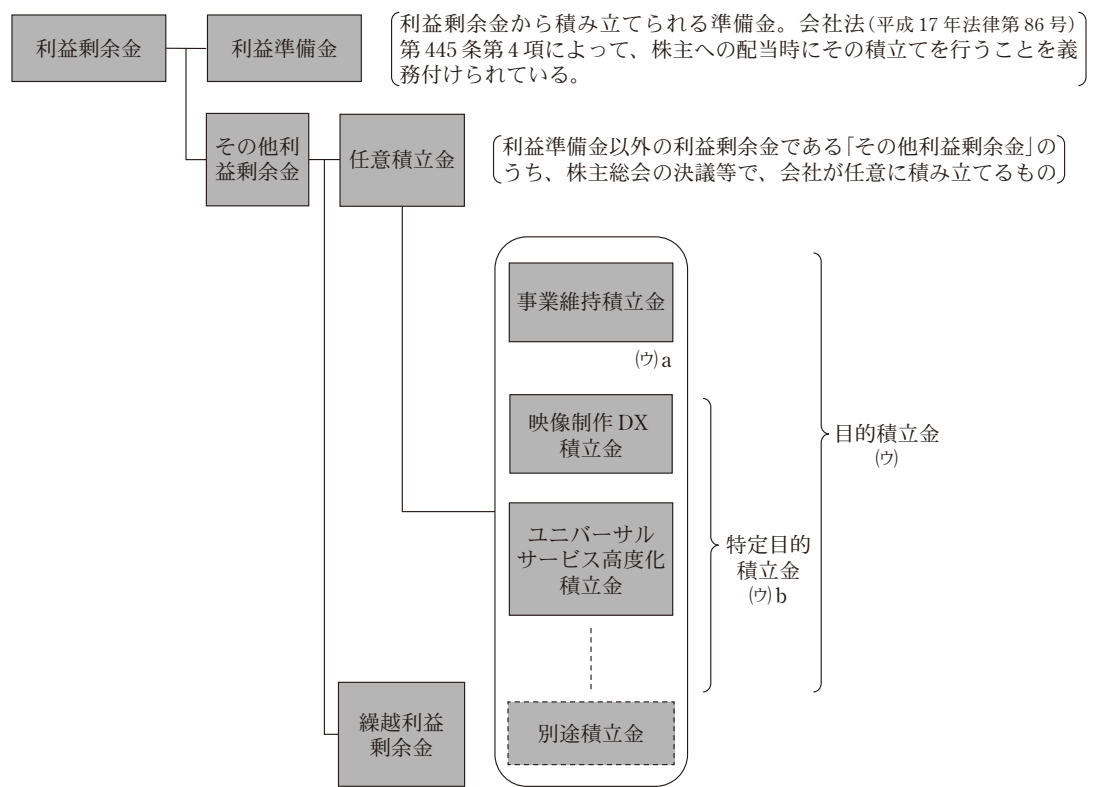
(注) 斜線部分は合併等によるものであり、合併等前の各法人の利益剰余金の合計額(平成27年度末)と合併等後の法人の利益剰余金の額(令和5年度末)とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

(イ) 利益剰余金の内訳

子会社の利益剰余金について、その性質上の区分は図表20のとおりであり、各子会社の平成27、令和5両年度における内訳をみると、図表21のとおりとなっていて、両年度における増減額をみると、目的積立金が44億余円、繰越利益剰余金が39億余円それぞれ増加している。

利益剰余金の構成比をみると、目的積立金は85.5%から83.1%に減少しているものの、利益剰余金全体の80%以上を占めており、事業維持積立金が利益剰余金全体の69.3%から64.4%に減少しているものの、利益剰余金全体の60%以上を占めている。

図表20 子会社における利益剰余金の区分



注(1) 事業維持積立金、特定目的積立金及び目的積立金に付した記号は、後掲の記載箇所を示している。

注(2) 別途積立金は、令和元年度末以降は計上されていない。

図表21 各子会社の平成27年度及び令和5年度における利益剰余金の内訳 (単位：百万円)

会社名	年度及び 増減額	利益剰余金						
		利益 準備金	その他利益剰余金					繰越利益 剰余金
			任意積立金			別途 積立金		
			目的積立金					
					うち事業 維持積立金			
(株)NHK メディアホールディ ングス	平成 27 年度							
	令和 5 年度	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
	増減額	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
(株)NHK エンタープライズ	27 年度	15,313	312	15,000	14,300	11,300	—	700
	5 年度	18,837	402	18,434	16,200	14,600	—	2,234
	増減額	3,523	89	3,434	1,900	3,300	—	1,534
(株)NHK プラネット	27 年度	2,290	37	2,252	1,017	1,017	180	1,054
	5 年度							
	増減額	△ 2,290	△ 37	△ 2,252	△ 1,017	△ 1,017	△ 180	△ 1,054
(株)NHK エデュケーショナル	27 年度	6,390	25	6,365	5,718	5,718	—	647
	5 年度	6,779	25	6,754	5,752	4,933	—	1,002
	増減額	388	—	388	34	△ 785	—	354
(株)NHK グローバルメディア サービス	27 年度	10,107	108	9,998	6,000	4,000	—	3,998
	5 年度	8,155	108	8,046	6,700	5,900	—	1,346
	増減額	△ 1,951	—	△ 1,951	700	1,900	—	△ 2,651
(株)NHK プロモーション	27 年度	1,392	20	1,372	1,000	1,000	—	372
	5 年度	1,968	20	1,948	1,310	1,110	—	638
	増減額	575	—	575	310	110	—	265
(株)NHK アート	27 年度	4,340	50	4,290	3,430	3,430	—	860
	5 年度	5,061	50	5,011	3,909	3,453	—	1,102
	増減額	720	—	720	479	23	—	241
(株)日本国際放送	27 年度	1,130	—	1,130	—	—	—	1,130
	5 年度	2,184	27	2,156	1,692	1,692	—	464
	増減額	1,053	27	1,025	1,692	1,692	—	△ 666
(株)NHK テクノロジーズ	27 年度							
	5 年度	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
	増減額	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
(株)NHK アイテック	27 年度	15,395	75	15,320	15,000	13,100	200	120
	5 年度							
	増減額	△ 15,395	△ 75	△ 15,320	△ 15,000	△ 13,100	△ 200	△ 120
(株)NHK メディアテクノロ ジー	27 年度	10,405	95	10,310	9,050	7,550	—	1,260
	5 年度							
	増減額	△ 10,405	△ 95	△ 10,310	△ 9,050	△ 7,550	—	△ 1,260
(株)NHK 出版	27 年度	14,351	16	14,335	12,928	9,500	—	1,407
	5 年度	15,686	16	15,669	15,602	8,400	—	67
	増減額	1,334	—	1,334	2,674	△ 1,100	—	△ 1,339
(株)NHK ビジネスクリエイト	27 年度	9,291	51	9,240	8,660	5,200	—	580
	5 年度	9,450	51	9,399	9,756	5,432	—	△ 356
	増減額	159	—	159	1,096	232	—	△ 936
(株)NHK 文化センター	27 年度	1,043	38	1,005	1,420	1,420	—	△ 415
	5 年度	156	38	117	312	312	—	△ 194
	増減額	△ 887	—	△ 887	△ 1,108	△ 1,108	—	220
NHK 営業サービス(株)	27 年度	3,438	37	3,401	2,630	2,600	64	706
	5 年度	3,307	37	3,269	2,500	2,000	—	769
	増減額	△ 131	—	△ 131	△ 130	△ 600	△ 64	63
計	27 年度	94,892	867	94,024	81,154	65,836	444	12,425
	5 年度	103,010	947	102,063	85,651	66,372	—	16,411
	増減額	8,118	79	8,038	4,497	536	△ 444	3,985
構成比(%)	27 年度	100.0	0.9	99.0	85.5	69.3	0.4	13.0
	5 年度	100.0	0.9	99.0	83.1	64.4	—	15.9

(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

(ウ) 目的積立金の状況

図表 21 のとおり、5 年度決算における利益剰余金のうち、目的積立金は 83.1% を占めている。そこで、目的積立金を事業維持積立金と事業維持積立金以外の目的積立金(以下「特定目的積立金」という。)の別にみたところ、次のとおりとなっていた。

a 事業維持積立金の状況等

事業維持積立金は、子会社の事業に不可欠な資産と処分可能な資産とを明確に区分することにより純資産の構成を明らかにするものであり、事業運営上不可欠な固定資産等のほか、放送法の規定により協会から融資等を受けることができないことから、子会社自ら又は他から確保することが必要とされる運転資金(以下「最低保有資金」という。)も含まれている。

事業維持積立金について、本院は、29 年報告の検査の結果に対する所見において、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制することに留意するよう記述している(図表 14①参照)。

各子会社の事業維持積立金の積立額について、平成 27 年度末から令和 5 年度末までの推移をみると、図表 22 のとおりとなっていて、平成 27 年度末の計 658 億余円(当時の子会社 12 社)から、30 年度末までは減少していたが、令和元年度末からは増加傾向となり、5 年度末では子会社 11 社で計 663 億余円(平成 27 年度末と比べて 5 億余円増加)が積み立てられている。

図表 22 各子会社の事業維持積立金の積立額の推移 (単位：百万円)

会社名	平成 27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHK メディアホールディングス								—	—
(株)NHK エンタープライズ	11,300	10,000	10,000	10,000	11,200	12,560	13,300	14,600	14,600
(株)NHK プラネット	1,017	1,017	1,273	1,338	1,360				
(株)NHK エデュケーションル	5,718	5,000	4,887	5,096	4,994	4,881	5,599	5,258	4,933
(株)NHK グローバルメディアサービス	4,000	4,000	4,800	4,800	5,500	5,500	5,900	5,900	5,900
(株)NHK プロモーション	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,110
(株)NHK アート	3,430	3,500	3,165	3,218	3,314	3,244	3,695	3,547	3,453
(株)日本国際放送	—	500	750	1,000	1,200	1,200	1,752	1,861	1,692
(株)NHK テクノロジーズ					15,850	15,850	18,350	18,950	18,540
(株)NHK アイテック	13,100	13,100	7,600	7,600					
(株)NHK メディアテクノロジー	7,550	7,550	7,750	8,250					
(株)NHK 出版	9,500	9,500	9,500	7,500	7,500	7,300	8,100	8,100	8,400
(株)NHK ビジネスクリエイト	5,200	5,200	5,200	5,200	5,000	5,000	5,773	5,773	5,432
(株)NHK 文化センター	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	497	497	312
NHK 営業サービス(株)	2,600	2,600	2,500	2,500	2,200	2,200	2,000	2,000	2,000
計	65,836	64,388	59,845	58,922	60,539	60,156	65,966	67,486	66,372

注(1) 斜線部分は合併等によるもの。図表 6 の注参照

注(2) (株)NHK プラネットの令和 2 年度末以降分は(株)NHK エンタープライズに、(株)NHK アイテック及び(株)NHK メディアテクノロジーの元年度末以降分は(株)NHK テクノロジーズにそれぞれ合算している。

協会が子会社に対して示している事業維持積立金の要積立額の算定方法は、おおむね図表 23 のとおりであり、子会社の財務諸表に記載されている事業維持積立金の中には、要積立額の算定後に、協会との協議を踏まえて、株主総会において、積立額が変更されているものがある。そして、協会は、最低保有資金の考え方について、27 年度までは、原則として1 か月当たりの現金支出費用の3 か月分としていたが、28 年度に、原則として最近3 か年の売上高の月平均の1.5 か月分(以下、最近3 か年の売上高の月平均に乗ずる月数を「基準月数」という。)に変更しており、さらに、令和2 年度に、子会社の業種別に、基準月数を1.5 か月分から3 か月分までの範囲の値に変更している。

図表23 事業維持積立金の要積立額の算定方法

平成19年度 ～27年度	事業維持積立金の要積立額	=	維持すべき資本の額	-	〔 資本金 + 資本剰余金 + 利益準備金 〕
	維持すべき資本の額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産の簿価 + ③政策保有株式等
	① 最低保有資金 1 か月当たりの現金支出費用の3 か月分				
平成28年度 ～令和元年度	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産 + ③政策保有株式
	① 最低保有資金 最近3 か年の売上高の月平均に基準月数(1.5 か月分)に乗ずる。				
令和2年度 以降	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産 + ③政策保有株式
	① 最低保有資金 最近3 か年の売上高の月平均に基準月数(1.5 か月～3 か月分)に乗ずる。				

最低保有資金の考え方の変更理由について、協会は、平成27 年度までの最低保有資金については、売上に係る取引先からの資金の受入れが3 か月間全く行われないことを想定していたが、子会社の経営が安定的になってきたことなどに鑑みて、28 年度から原則、最近3 か年の売上高の月平均に対して子会社一律の基準月数(1.5 か月分)を使用することにしたとしている。その後、協会は、コロナ禍を踏まえて、業種別の特性を踏まえた最低保有資金を設定する必要性が生じたことから、子会社の最低保有資金の規模を見直すこととし、令和2 年度に子会社及び類似事業の一般企業の最低保有資金の調査を委託(以下「委託調査」という。)するなどして、最低保有資金の考え方等を改めて検討し、基準月数の算出方法を変更したとしている。

委託調査においては、支払時期や回収に要する期間等の業種別の特徴及び類似事業の一般企業の資金の受払の実際の状況等について調査しており、協会は、これを受けて、図表 24 のとおり、各子会社の基準月数を定めている。

図表24 各子会社の基準月数

(単位：月分)

会社名	平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHK メディアホールディングス							2.0	2.0
(株)NHK エンタープライズ	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK プラネット	1.5	1.5	1.5	1.5				
(株)NHK エデュケーショナル	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK グローバルメディアサービス	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK プロモーション	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK アート	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)日本国際放送	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK テクノロジーズ				1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHK アイテック	1.5	1.5	1.5					
(株)NHK メディアテクノロジー	1.5	1.5	1.5					
(株)NHK 出版	4.0	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0
(株)NHK ビジネスクリエイト	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
(株)NHK 文化センター	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
NHK 営業サービス(株)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

(注) 基準月数に関する年度の表示は、算定の基となった決算年度であり、最低保有資金への反映は翌年度となる。

ｂ 特定目的積立金の状況

子会社12社のうち9社が、5年度末の貸借対照表において、利益剰余金の内訳科目として特定目的積立金を計上している。これら9社における特定目的積立金の名称と金額は図表25のとおりであり、5年度末には、子会社9社で計20の特定目的積立金が積み立てられていて、その総額は計192億余円となっている。これは、平成27年度末の計22の積立金計153億円(図表26参照)と比べて39億余円の増加となっている。

図表25 子会社9社の令和5年度末における特定目的積立金の状況等

会社名	積立金名	積立金残高 (百万円)	子会社が示した 取崩予定時期
(株)NHK エンタープライズ	ユニバーサルサービス高度化積立金	500	令和7年度
	映像制作DX積立金	500	令和8年度
	新ECサイト構築積立金	600	令和9年度
(株)NHK エデュケーション ル	本店移転対策積立金	400	令和7年度
	次世代社内システム等整備積立金	419	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK グローバルメディアサービス	4K8K整備積立金	400	令和8年度
	社内システム整備積立金	400	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK プロモーション	セキュリティ環境高度化等積立金	200	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株)NHK アート	川口施設等移転関連積立金	180	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
	次期デジタル制作設備整備積立金	276	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
(株)NHK テクノロジーズ	4K8K整備積立金	978	令和11年度
	建物整備積立金	1,200	令和12年度
	放送所保守システム整備積立金	1,200	令和18年度
(株)NHK 出版 注(2)	電子出版事業開発積立金	190	令和7年度
	本社屋老朽化対策準備積立金	5,100	令和8年度
	流通センター建替積立金 注(3)	1,900	令和9年度
(株)NHK ビジネスクリエイト	建物取得積立金 注(4)	3,935	15年から20年後
	建物修繕積立金 注(4)	389	15年から20年後
NHK 営業サービス(株)	社内システム整備積立金	350	令和5年度
	本社社屋移転・整備積立金	150	令和8年度
計		19,267	

注(1) 協会の施設移転の実施に伴う(株)NHK アートの支出進捗に合わせて取崩しが行われるため、(株)NHK アートでは取崩予定時期を決定できないが、協会及び(株)NHK アートともに具体的な投資に係る資料を基に取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

注(2) (株)NHK 出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

注(3) (株)NHK 出版の流通センター建替積立金は、令和9年度に取崩しを予定していたが、流通センターの建替計画を見直したため、令和5年度決算後の株主総会において、全額を取り崩している。

注(4) (株)NHK ビジネスクリエイトの建物取得積立金及び建物修繕積立金は、平成27年度以前から設置されている。

図表 26 子会社 9 社の平成 27 年度末と令和 5 年度末の特定目的積立金の状況の比較

会社名	平成 27 年度末		令和 5 年度末	
	積立金の数	積立金残高計 (百万円)	積立金の数	積立金残高計 (百万円)
(株)NHK エンタープライズ	6	3,000	3	1,600
(株)NHK エデュケーショナル	—	—	2	819
(株)NHK グローバルメディアサービス	2	2,000	2	800
(株)NHK プロモーション	—	—	1	200
(株)NHK アート	—	—	2	456
(株)NHK テクノロジーズ 注(1)	3	3,400	3	3,378
(株)NHK 出版 注(2)	6	3,410	3	7,190
(株)NHK ビジネスクリエイト	4	3,460	2	4,324
NHK 営業サービス(株)	1	30	2	500
計	22	15,300	20	19,267

注(1) (株)NHK テクノロジーズの平成 27 年度の数値は、(株)NHK アイテックと(株)NHK メディアテクノロジーの数値を合算したものである。

注(2) (株)NHK 出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

特定目的積立金について、本院は、29 年報告において、具体的な投資計画に基づくなどして、必要性や要積立額の妥当性の検証が十分に行われていない特定目的積立金が見受けられる状況となっていたことから、検査の結果に対する所見において、子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導することに留意するよう記述している(図表 14 ②参照)。

協会は、29 年報告の所見も踏まえて、子会社に特定目的積立金に係る資料等の提出を求め、特に特定目的積立金の新設される場合は事前説明を求めていること、目的積立金の増減を含めた利益剰余金の見通しなどについても、毎年度、決算に係る事前説明において協議を行っており、協議等の際には、必要性の乏しい目的積立金について活用方法を検討するよう指導していることなどにより、特定目的積立金の必要性等が検証できているとしている。

しかし、特定目的積立金が長期間留保されるようになっていないか、子会社 9 社が上記の協議に当たって協会に提出した投資に係る資料等により、特定目的積立金の取崩予定時期をみたところ、図表 25 のとおり、27 年度以前から設置されていたのに「15 年から 20 年後」と幅があるもの及び「事業実施に伴う支出の進捗に合わせ取崩し」と取崩予定時期が明確になっていないものが 20 件中 7 件見受けられる状況となっていた。これら 7 件については、他の 13 件と比べて取崩予定時期が明確となっておらず、また、投資に係る資料等にも支出時期の具体的な計画の記載はなく、協会も取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

したがって、協会は、特定目的積立金について、子会社に対して、投資に係る資料等に基づき取崩予定時期を明らかにさせるなど、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組む必要がある。

(エ) 繰越利益剰余金の状況

配当の原資となる各子会社の繰越利益剰余金について、27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表27のとおり、平成27年度末の計124億余円から30年度末には計166億余円に増加しているが、コロナ禍による協会の番組制作業務委託数の減少等により、令和2年度末には計128億余円に減少し、3年度末は更に計102億余円に減少している。その後、4年度末は計161億余円に増加しており、5年度末は計164億余円と再び増加傾向になっている。

図表27 各子会社の繰越利益剰余金の推移 (単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHK メディアホールディングス								59	5,534
(株)NHK エンタープライズ	700	1,924	953	1,808	1,400	1,529	1,564	4,641	2,234
(株)NHK プラネット	1,054	1,053	383	420	591				
(株)NHK エデュケーショナル	647	665	1,390	987	861	1,019	227	1,123	1,002
(株)NHK グローバルメディアサービス	3,998	3,079	1,400	2,169	1,733	1,804	2,592	3,254	1,346
(株)NHK プロモーション	372	528	629	711	823	295	169	817	638
(株)NHK アート	860	824	1,106	1,079	938	1,306	1,232	2,296	1,102
(株)日本国際放送	1,130	949	972	931	757	874	408	168	464
(株)NHK テクノロジーズ					4,673	3,908	1,682	1,681	3,801
(株)NHK アイテック	120	214	3,735	3,748					
(株)NHK メディアテクノロジー	1,260	1,127	1,496	1,296					
(株)NHK 出版	1,407	2,352	3,267	2,882	3,080	1,622	1,471	859	67
(株)NHK ビジネスクリエイト	580	506	500	307	708	773	△ 64	243	△ 356
(株)NHK 文化センター	△ 415	△ 296	△ 153	4	72	△ 922	91	△ 185	△ 194
NHK 営業サービス(株)	706	278	308	332	436	638	913	1,154	769
計	12,425	13,206	15,990	16,680	16,078	12,851	10,290	16,114	16,411

(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

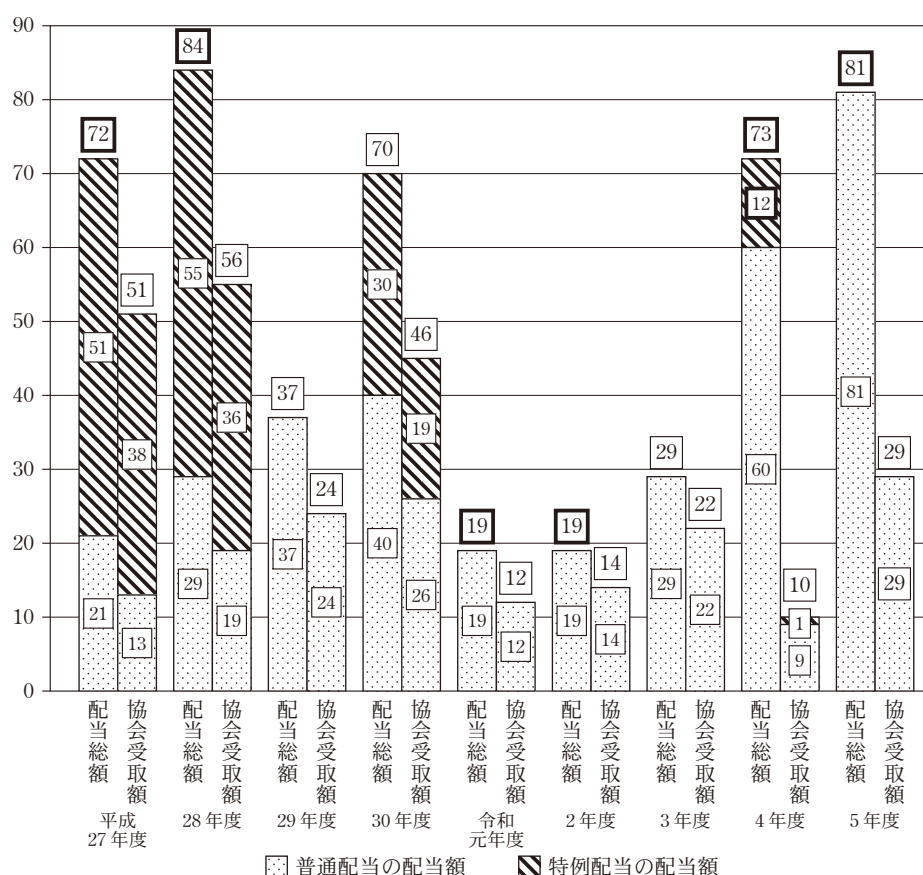
ウ 協会に対する配当の状況

配当の原資となる繰越利益剰余金は、図表27のとおり、子会社全体では増加傾向になっており、関連団体の目的の一つは配当等による協会への財政的寄与である。そこで、子会社を対象として、平成27年度から令和5年度までの普通配当及び特例配当について、配当総額及び子会社の協会に対する配当額(以下「協会受取額」という。)の推移をみると、図表28のとおり、配当総額は、平成27年度は計72億余円となっており、さらに、28年度は計84億余円に上り、令和5年度までの間の中では最も多額となっている。その後、元、2両年度は、いずれも計19億余円に縮小している。4年度は、普通配当が31億余円増加しているのに加えて、協会が子会社3社に対して計12億余円の特例配当を要請したことで、73億余円に増加している。そして、5年度は計81億余円に増加している。

協会受取額は、3年度までは各年度に配当を行った子会社に対する協会の持株比率を反映して、おおむね配当総額の6割から7割となっており、平成28年度の56億余円が最多であったが、その後、コロナ禍における子会社の経営成績の悪化等により、令和元年度には12億余円に減少している。そして、配当総額が増加した4年度は配当総額の1割程度の10億余円、5年度は配当総額の3割程度の29億余円となっている。

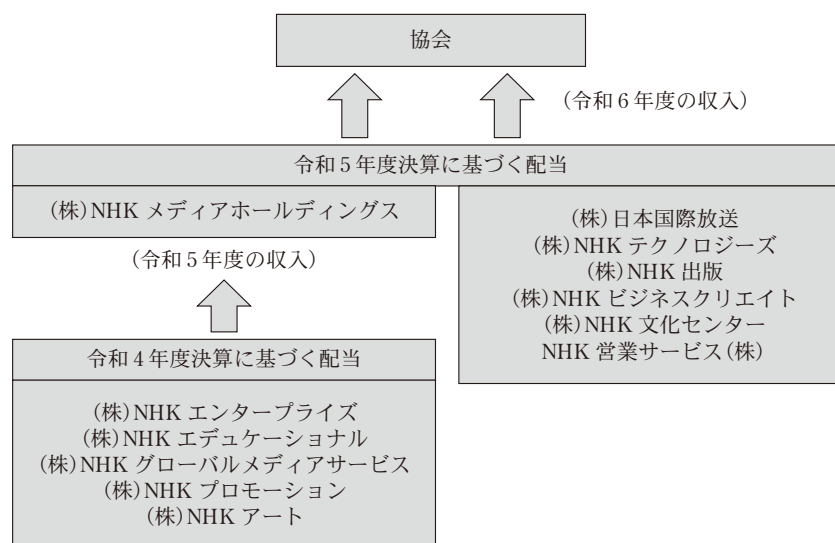
図表 28 子会社の普通配当及び特例配当について、配当総額及び協会受取額の推移

(単位：億円)



4年度に普通配当が増加しているにもかかわらず、協会受取額が減少しているのは、MHD 設立の影響によるものである。協会は、MHD 傘下の子会社(以下「MHD 傘下子会社」という。)5社からの配当について、MHD 傘下となる前は配当要請方針に基づいて、直接、当期純利益の50%相当額の配当を受けていたが、MHD が設立されたことにより、MHD 傘下子会社5社は一旦当期純利益の原則100%をMHDに配当の上、翌年度にMHDから協会に配当されることになった(図表29参照)。そのため、MHDの協会に対する配当のなかった4年度は、一時的に協会受取額が減少している。

図表 29 協会に対する子会社の配当による収入の流れ



また、5年度において、配当総額と協会受取額にかい離が生じている理由は、5年度に実施されたMHD傘下子会社2社からの4年度決算に伴う特例配当11億円(後掲図表30参照)について、協会がMHDから6年度以降の特例配当として求めることとしたためである。

(注7) MHD傘下子会社からの特例配当については、協会とMHDが協議の上、MHDが要請し、MHDに配当の上、翌年度以降に協会がMHDに要請し、協会に配当される。

なお、協会によると、MHDとMHD傘下子会社がグループ通算制度(1(1)イ参照)を適用するとしたことにより、6年度以降に節税効果が見込めることなど、MHD傘下子会社5社に対するMHD設立の効果があったとしている。

協会に対するMHD設立の効果は、協会受取額等において、6年度以降に表れてくるものであるが、協会は、今後の配当において協会の財政に寄与させるよう、MHDを指導監督していくことが重要である。

エ 各子会社の特例配当及び財務の状況を踏まえた特例配当可能額の試算

図表19のとおり、子会社全体では利益剰余金は増加している。そこで、各子会社の協会に対する特例配当及び財務の状況を踏まえて、特例配当の可能性について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア) 各子会社の特例配当の状況

平成27年度から令和5年度までの各子会社の特例配当の配当額の推移をみると、図表30のとおりとなっていて、平成27年度の配当において子会社4社から計51億円が配当された以降、28年度の配当において子会社6社から計55億円が、30年度の配当において子会社5社から計30億円が、令和4年度の配当において子会社3社(うち2社はMHD傘下子会社のMHDに対する配当)から計12億余円が配当されている。

図表 30 各子会社の特例配当の配当額の推移

(単位：百万円)

会社名	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHK メディアホールディングス								—	—
(株)NHK エンタープライズ	2,000	1,000	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK プラネット	—	400	—	—	—				
(株)NHK エデュケーショナル	1,000	—	—	200	—	—	—	—	—
(株)NHK グローバルメディアサービス	1,800	1,600	—	500	—	—	—	600	—
(株)NHK プロモーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK アート	300	200	—	300	—	—	—	500	—
(株)日本国際放送	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK テクノロジーズ					—	—	—	—	—
(株)NHK アイテック	—	2,000	—	1,700					
(株)NHK メディアテクノロジー	—	—	—	—					
(株)NHK 出版	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK ビジネスクリエイト	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(株)NHK 文化センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—
NHK 営業サービス(株)	—	300	—	300	—	—	—	120	—
計	5,100	5,500	—	3,000	—	—	—	1,220	—

注(1) 令和4年度の(株)NHK グローバルメディアサービス及び(株)NHK アートの特例配当は(株)NHK メディアホールディングスに配当されている。

注(2) 年度の表示は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

そして、配当に係る視聴者等への情報提供についてみると、経営計画において、普通配当については、「関連団体からの受取配当金増加」として6年度から8年度までに普通配当計約66億円を計画していると公表されているが、特例配当については、5年度以前に特例配当を実施した際に、要請の要否や配当の額に関する判断について公表されていなかった。

本院は、29年報告の検査の結果に対する所見において、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討することに留意するよう記述している(図表14③参照)。

上記の検討状況について確認したところ、協会が、特例配当の要請の要否の決定及び配当額の算定方法を毎年度、決算に係る事前説明において個別に協議していることや、特例配当可能額の算定に関する考え方(後掲図表33)は29年報告時と同様であり、具体的な要請の要否の決定方法及び配当額の算定方法は定められていなかった。協会は、運営基準において「関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施する」とことと定められていることから、協会の経営状況及び今後の事業に係る資金需要等を勘案して、特例配当を要請することとしている。

しかし、受信料が国民的な負担であること、関連団体の目的の一つが協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制であることから、これまで協会からの要請に基づいた特例配当の実績があり、子会社の利益剰余金が増加している状況に鑑みると、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることは重要である。

したがって、協会は、特例配当の要請を実施した際には、要請の要否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討する必要がある。

(イ) 各子会社の財務の状況

各子会社の当期純利益をみたところ、図表 31 のとおりとなっていて、MHD を除く全ての子会社において、当期純利益を計上した年度の方が多くなっている。

図表 31 各子会社の当期純利益の状況 (単位：百万円)

会社名	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(株)NHK メディアホールディングス								△ 25	5,474
(株)NHK エンタープライズ	460	1,304	826	1,604	1,277	1,497	1,512	4,136	2,234
(株)NHK プラネット	115	72	277	246	98				
(株)NHK エデュケーショナル	623	632	914	651	483	454	226	978	667
(株)NHK グローバルメディアサービス	1,285	1,330	828	1,207	889	533	1,454	1,780	856
(株)NHK プロモーション	51	181	263	227	237	△ 528	△ 125	722	638
(株)NHK アート	653	615	809	537	462	223	454	1,264	710
(株)日本国際放送	386	318	272	275	163	117	106	△ 48	126
(株)NHK テクノロジーズ					1,460	535	606	3,536	1,263
(株)NHK アイテック	46	138	896	1,321					
(株)NHK メディアテクノロジー	733	239	829	234					
(株)NHK 出版	324	952	921	623	202	447	505	368	△ 447
(株)NHK ビジネスクリエイト	578	505	499	616	698	431	△ 65	243	△ 357
(株)NHK 文化センター	△ 24	85	143	157	68	△ 995	91	△ 277	△ 194
NHK 営業サービス(株)	166	182	257	153	195	304	275	240	2

そして、各子会社の 5 年度末の総資産、自己資本等の状況をみたところ、図表 32 のとおり、子会社 12 社の総資産は計 1726 億余円、自己資本は計 1103 億余円であり、自己資本比率(総資産に占める自己資本の割合)は、平均で 63.9% となっており、コロナ禍で当期純利益が大きく減少していた株式会社 NHK 文化センターが 15.4% となっているものの、残りの 11 社は 40% を超えている。

また、財務省の法人企業統計調査(5 年度決算期)による協会の各子会社が該当する業種別、資本金別自己資本比率(平均値)を各子会社の数値と比較すると、株式会社 NHK 文化センターを除く 11 社は該当する区分の自己資本比率の平均値を上回っていた。そして、当座資産額及び当座比率(当座資産と短期の流動負債の比率)をみると、当座資産額は計 1089 億余円、当座比率の平均は 251.8% となっていて、12 社中、株式会社 NHK 文化センターを除く 11 社が支払安定性の目安とされる 100% 以上であり、うち 10 社は 200% を超えていた。

したがって、各子会社に係る経営方針にもよるが、自己資本比率、当座資産額等の資産状況等から、子会社の多くは 5 年度末における財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。また、イ(エ)のとおり、直近では配当の原資となる繰越利益剰余金が増加していることから、今後の新規投資等を踏まえつつ、子会社において一定以上の規模での特例配当が十分可能な状態であると思料される。

図表 32 各子会社の令和5年度決算における会社別の総資産、自己資本、当座比率等の状況

(単位：百万円、％)

会社名	総資産 (a)	自己資本			自己資本比率			当座資産 注(2) (e)	流動負債 (f)	当座比率 (e/f)
		うち 資本金 (c)	うち 利益 剰余金 (d)	(b/a)	財務省の統計調査による業種別、 資本金別自己資本比率	分類 注(1)				
(株)NHK メディアホールディングス	9,118	8,610	1,352	5,534	94.4	45.0	A	3,022	508	594.1
(株)NHK エンタープライズ	36,359	20,447	1,608	18,837	56.2	47.6	B	24,313	11,310	214.9
(株)NHK エデュケーション	11,163	6,893	100	6,779	61.7	50.3	C	8,482	3,513	241.4
(株)NHK グローバルメディアサービス	13,132	8,666	435	8,155	65.9	50.3	C	9,087	3,164	287.1
(株)NHK プロモーション	4,812	2,073	100	1,968	43.0	36.0	D	4,137	2,474	167.1
(株)NHK アート	9,302	5,261	200	5,061	56.5	50.3	C	8,182	2,717	301.1
(株)日本国際放送	4,231	2,577	390	2,184	60.9	50.3	C	3,289	1,575	208.7
(株)NHK テクノロジーズ	40,061	26,683	680	25,889	66.6	50.6	E	28,149	9,199	305.9
(株)NHK 出版	20,561	15,752	64	15,686	76.6	58.5	F	10,215	3,694	276.4
(株)NHK ビジネスクリエイト	16,383	9,655	205	9,450	58.9	36.0	D	5,097	2,127	239.6
(株)NHK 文化センター	2,305	356	100	156	15.4	36.0	D	1,400	1,585	88.3
NHK 営業サービス(株)	5,234	3,407	100	3,307	65.0	36.0	D	3,621	1,410	256.6
計(平均)	172,665	110,386	5,335	103,010	(63.9)			108,998	43,282	(251.8)

注(1) 「分類」欄は統計調査における区分により分類したものであり、A は純粋持株会社の資本金区分 10 億円以上、B は情報通信業の資本金区分 10 億円以上、C は情報通信業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、D はサービス業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、E は建設業の資本金区分 1 億円以上 10 億円未満、F は情報通信業の資本金区分 1000 万円以上 1 億円未満である。

注(2) 当座資産の数値は、流動資産のうち、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券等を合計したものから貸倒引当金等を控除したものである。

(ウ) 5 年度決算に基づく協会に対する特例配当可能額の試算

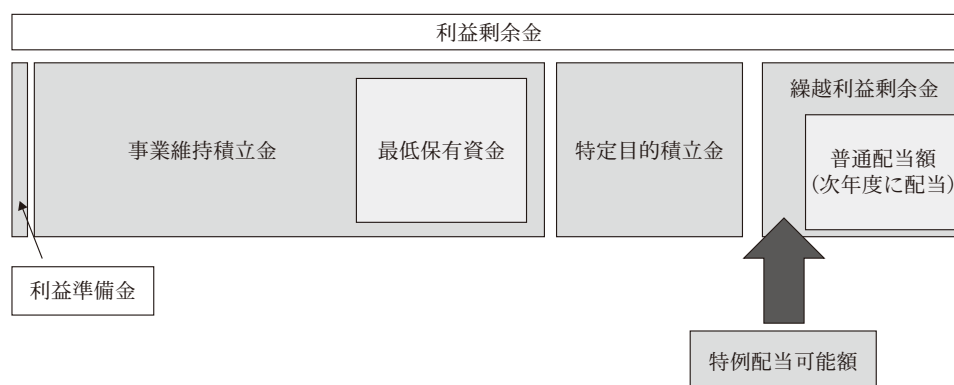
(イ)のとおり、子会社の多くは十分な財務上の余力があり、特例配当が十分可能な状態であると思料される。そして、各子会社は、普通配当においては、おおむねあらかじめ定めた配当要請方針に基づいて、配当を実施している。

このような状況を踏まえて、協会において積極的に特例配当の要請を行っていくためには、子会社の利益剰余金からの特例配当可能額を適切に算定することが重要であることから、当該算定に関する協会の考え方を聴取したところ、29 年報告と同様に、おおむね図表 33 のとおり、特例配当可能額は、普通配当後の利益剰余金から、事業維持積立金、特定目的積立金及び利益準備金を差し引いた額となっており、この考え方を利益剰余金の区分(前掲図表 20 参照)で整理すると、図表 34 のとおりである。

図表 33 特例配当可能額の算定に関する協会の考え方

$$\text{特例配当可能額} = \text{普通配当後の利益剰余金} - \text{事業維持積立金(要積立額)} - \text{特定目的積立金} - \text{利益準備金}$$

図表 34 利益剰余金の区分で整理した特例配当可能額



そして、5年度決算及び図表 33 の特例配当可能額の算定に関する協会の考え方に基づいて、子会社 12 社の特例配当可能額を試算すると、図表 35 のとおり、7 子会社、計 56 億余円となった。

図表 35 子会社 12 社の特例配当可能額の試算

(単位：百万円)

会社名	普通配当後の利益剰余金		令和 5 年度決算に係る株主総会決議後			特例配当可能額 (a-b-c-d-e)
	令和 5 年度期末利益剰余金 残高 (a)	令和 5 年度決算 の配当額 (b)	事業維持積立金 要積立額 (c)	特定目的積立 金残高 (d)	利益準備金 (e)	
(株)NHK メディアホールディングス	5,534	2,187	4,613	—	—	△ 1,266
(株)NHK エンタープライズ	18,837	2,233	16,568	1,600	402	△ 1,967
(株)NHK エデュケーショナル	6,779	667	4,926	1,121	25	39
(株)NHK グローバルメディアサービス	8,155	856	5,691	1,100	108	398
(株)NHK プロモーション	1,968	438	1,726	200	20	△ 416
(株)NHK アート	5,061	710	3,633	456	50	212
(株)日本国際放送	2,184	92	1,717	—	37	337
(株)NHK テクノロジーズ	25,889	942	17,703	3,378	170	3,695
(株)NHK 出版	15,686	—	8,308	7,202	16	159
(株)NHK ビジネスクリエイト	9,450	—	12,270	3,967	51	△ 6,837
(株)NHK 文化センター	156	—	813	—	38	△ 696
NHK 営業サービス(株)	3,307	1	1,998	420	37	849
計	103,010	8,130	79,971	19,444	956	△ 5,491
特例配当可能額のある子会社の計						5,692

注(1) 特例配当可能額がマイナスとなっている子会社があるのは、図表 23 の算定方法に基づいて算定された事業維持積立金の要積立額が決算書に記載された事業維持積立金よりも多額となっているなどのためである。

注(2) (株)NHK メディアホールディングスの傘下子会社の特例配当は、(株)NHK メディアホールディングスに対する配当となる。

したがって、協会においては、特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当の要請を行っていくことが重要である。

4 本院の所見

協会の主たる財源である受信料は、臨時放送関係法制調査会による答申において、一種の

国民的な負担であって、協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされている。そして、運営基準によれば、関連団体の事業目的は、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制とされている。さらに、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

そこで、関連団体との取引の状況について検査したところ、番組制作外随契について調達担当部局が競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。また、関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況について検査したところ、特定目的積立金について20件中7件の取崩予定時期が明確になっておらず、特例配当を実施した際に、要請の可否や配当の額に関する判断について公表されていない状況が見受けられ、今後の特例配当の可能性について本院で特例配当可能額を試算した結果、計56億余円であった。

については、協会において、次のような点に留意して、関連団体との取引を適切に行い、関連団体の利益剰余金を配当等により協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督し、また、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図る必要がある。

- ア 関連団体との番組制作外随契については、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていくこと
- イ 子会社の特定目的積立金については、取崩予定時期を明らかにさせるなどして、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組むこと
- ウ 特例配当の要請を実施した際には、要請の可否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討すること
- エ 特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当を要請すること

本院としては、協会の関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について、今後も引き続き検査していくこととする。